

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月23日（火）15:00～16:00

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	6番	大城	貴子
	7番	大城	進
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 別段の下限面積の設定について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

## 令和3年第3回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和3年第3回伊江村農業委員会総会を開会致します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中7名、農地利用最適化推進委員3名中3名参加しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中7名、農地利用最適化推進委員3名中3名出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。署名委員に3番知念雄二委員。5番大城孝美委員を指名します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「別段の下限面積の設定について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、別段の下限面積の設定について」。を説明します。上記の件について令和3年経営、農地の下限面積を農地法第3条、第1項、第5号にもとづく50aとし、別段の面積を定めない物としたいため可否の決定を求めます。理由としてまして令和2年度農地利用状況調査の結果、村内の方策農法基地は1%未満と低いため、法廷下限面積である50aを下回る、別段の下限面積を定めないものとする。補足で資料を読み上げます。農地法、農地又は採草放牧地の権利移動の制限、第3条、農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。2、前項の許可は次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。1、所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において

耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合は許可することができない。  
5、第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及び取得後において耕作又は養畜の事業に供すべ採草放牧地の面積の合計がいずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール。農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積に達しない場合は認めない。  
以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

5 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
令和3年第3総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 16:00

署名

会 長 玉城 増生 印

3 番 知念 雄二 印

5 番 大城 孝美 印